

「日本語」の大切さを伝えたい

特定非営利活動法人 日本語検定委員会 正会員募集



日本語検定は、「自分自身の日本語をとらえなおし、日本語を正しく使えるようにすること」を趣旨に、平成19年に始まりました。この日本語検定を主催する日本語検定委員会が、公平性・公益性のさらなる向上を目指し、「特定非営利活動法人 日本語検定委員会」として新たなスタートをきることとなりました。

今後も委員会では、検定の実施だけでなく、さまざまな活動を通じて日本語の大切さを社会全体に呼びかけてまいりたいと考えております。

つきましては、委員会の活動をご支援いただける方を募集いたします。以下の要項をご覧ください。ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

正会員(個人)

入会金 10,000 円 年会費 10,000 円

【会員特典】

- ・ 入会時に、会員証を発行いたします。
- ・ 入会時に、日本語検定委員会オリジナルグッズおよび、直近に実施した日本語検定の全級の問題と解答解説を1部ずつ進呈いたします。
- ・ 日本語検定を会員価格（受検料15%割引）で受検することができます。
- ・ 検定実施ごとに、日本語検定の全級の問題と解答解説を、1部ずつ検定実施後にお送りいたします。
- ・ 日本語検定委員会が主催する受検対策講座・講演会に、会員価格で参加することができます。
- ・ 機関紙『ごけん』をお送りいたします。
- ・ 会員の声などを掲載した会員通信をお送りいたします。

【補足事項】

- ・ 会員価格での受検は、正式な入会日から適用いたします。

※ その他詳細に関しましては、委員会までお問い合わせください。

入会手続きの流れ

- 1) 申込書に必要事項をご記入のうえ、郵送で入会申込書をお送りください。
- 2) 委員会にて内容を確認のうえ、受理書を郵送でお送りいたします。
- 3) 指定口座へ入会金、年会費のお振り込みをお願いいたします。
- 4) 入金の確認をもって正式に入会とし、通知書を郵送でお送りいたします。

【注意事項】

- ・一度入金された入会金、年会費は返金できませんのでご了承ください。
- ・会員期間の更新手続きに関しましては、改めて委員会よりご案内を差し上げます。
- ・退会をご希望の方は、退会届をご提出ください。退会届の受理をもって正式な退会といたします。

特定非営利活動法人 日本語検定委員会

所在地 東京都北区堀船二丁目17番1号

設立年月日 平成21年2月5日

事業内容

- (1) 日本語検定の実施・運営事業
- (2) 日本語に関する研修・講演会等の開催事業
- (3) 日本語に関する出版物等の発行事業
- (4) 日本語検定問題のコンテンツ等提供事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

設立時役員

理事長	梶田叡一
副理事長	河内義勝 中田正博
専務理事	荒井登美也
常務理事	武元善広
理事	川本信幹 倉持保男 佐々木毅 中野研一 三宅征夫 柳澤好昭
監事	中田喜與美 渡邊修一

会員規定（定款より会員に関する事項を抜粋）

第2章 会員

（種別）

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した団体

（入会）

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

（退会）

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（抛出金品の不返還）

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

申し込み・問い合わせ先

特定非営利活動法人 日本語検定委員会

〒114-8524 東京都北区堀船2-17-1

Tel 03-5390-7472

Fax 03-5390-7454

E-mail member@nihongokentei.jp